タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和2年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	北都交通株式会社（法人番号９４３０００１０３３７４０） 代表者渡邊克仁	北海道札幌市中央区大通西６丁目１０－１１	札幌営業所	北海道札幌市中央区北４条西１３丁目１－５	R2.4.22	輸送施設の使用停止（４０日車）及び文書警告	道道路運送法第２７条第３項	令和２年１月１６日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）	４	４
2	華桜国際観光株式会社（法人番号５４３０００１０７０９２８）代表者馬栩楓	北海道札幌市北区北１５条西５丁目１番７号	千歳営業所	北海道千歳市上長都１１１９番地５	R2.4.22	輸送施設の使用停止（２０日車）及び文書警告	道路運送法（以下「法」）第９条の３第１項、法第２７条第３項	令和２年１月２１日及び令和２年２月５日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）運賃料金認可、運賃料金変更認可義務違反（道路運送法第９条の３第１項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項）	２	２
	以下余白									